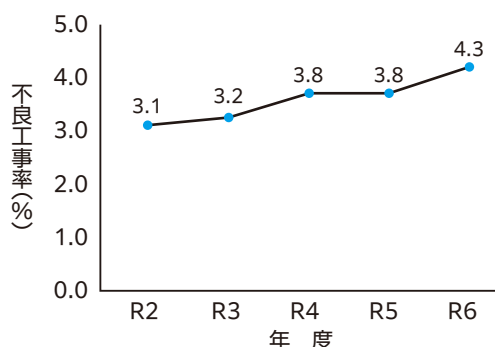


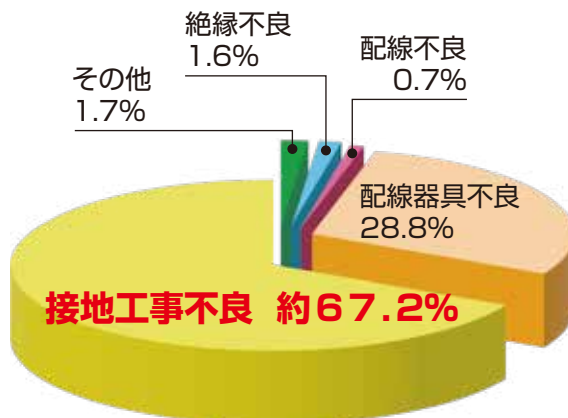
自主検査を徹底しよう！

関西電力送配電管内における新增設工事で約 4.3% の不良工事が発見されており、依然として減少傾向となっていません。

新增設工事における不良工事内容



R6年度
内訳



『**接地工事不良**』が、不良工事全体の約 70% 近くを占めています。

接地工事不良に至った主な要因

(過去実績)

接地設備施工するも未測定のまま申請	33%
接地設備施工するも測定値不良のまま申請	16%
接地設備の施工漏れ・ミス (工事忘れ・接地の接続漏れ等)	19%
第三者過失 (第三者による接地線の断線等)	20%
既設設備での接地不良	9%
その他	3%

約 7 割

**自主検査を確実に
実施していれば不良
工事とならなかった！**



施工後の自主検査を確実に実施し、不良工事を撲滅しよう！

- ✓ 全ての工事が完了した後に、測定器を活用した自主検査を確実に実施しましょう。
- ✓ 増設工事の際は、「既設配線・既設機器」を含めた自主検査を確実に実施しましょう。
- ✓ 同じ現場で工事を行っている他の業者さまへPRを行い、電気配線への被害防止に努めましょう。

～竣工調査へのご協力のお願い～

- ① 調査員が訪問する旨を施主様へ事前にお伝え顶きますようお願い致します。
- ② 設置または変更工事箇所の調査を実施しますので、構内もしくは建屋内への立入り許可をお願い致します。その際、立会等のご協力をお願いをさせて頂く場合がございます。

電気事業法第 57 条の規定に基づき、一般用電気工作物（お客さま設備）の設置または変更工事が完成した後、竣工調査にて技術基準への適合確認を行っています。

※一般送配電事業者（関西では、関西電力送配電株式会社）または、経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関が実施します。

※調査員は、調査員証明書を携行し、調査機関名、調査員名等を明記した胸章を着用しています。

電気工事業者の皆さまへのお願い!

☆適切な自主検査の実施について

施工説明書 兼 お客様電気設備図面

＜施行証明書兼お客様電気設備図面＞

電気工事業法第26条により
 ・注文者の氏名(又は名称)および住所。
 ・電気工事の種類および施工場所、施工年月日。
 ・主任電気工事士等の氏名。
 ・配線図、検査結果。
 を記入した帳簿を5年間保存しなければならない。

4
3
1 2

《自主検査欄》

- ① 絶縁抵抗測定値の記入
- ② 接地抵抗測定値の記入
- ③ 自主検査結果の記入
- ④ 検査者名の記入および主任電気工事士の確認印

① 回路は大地から絶縁されていますか?

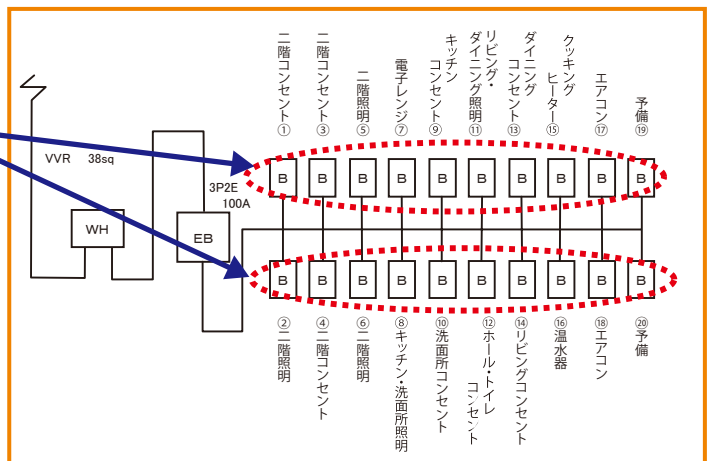
回路の電線相互間及び回路と大地間で絶縁が確保されていますか。

絶縁抵抗値が確保されていますか。

回路の使用電圧区分		絶縁抵抗値
300V	対地電圧150V以下	0.1MΩ以上
以下	対地電圧150V超過	0.2MΩ以上
300Vを超えるもの		0.4MΩ以上

新設時新設時は、1MΩ以上であることが望ましい。

測定結果の記入を忘れずにお願いします。



② 接地その他の適切な措置を講じていますか?

接地工事を必要な箇所に施していますか。

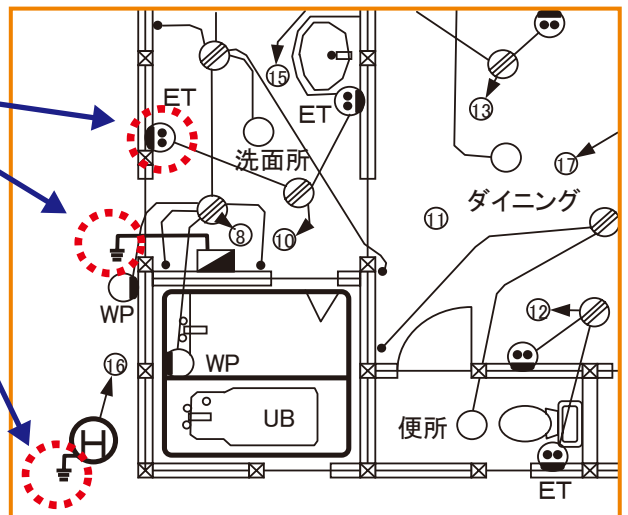
*配線図面に、接地極の取付位置等のご記入をお願いします

接地抵抗値は適切な値ですか?

種別	抵抗値	電線最小太さ
A種接地工事	10Ω以下	2.6mm
D種接地工事	100Ω以下 (500Ω以下)	1.6mm
C種接地工事	10Ω以下 (500Ω以下)	1.6mm

()内は、0.5秒以下、100mA以下で動作する漏電遮断器を設置した場合(電技解釈19, 20)

測定結果の記入を忘れずにお願いします。



③ 施工した工事に対して自主検査を行っていますか?

竣工後、施工した工事に対して自主検査を行い、検査結果の記入をお願いします。

④ 主任電気工事士は検査結果の確認を行っていますか?

主任電気工事士の方は、自主検査結果が電気設備の技術基準に適合していることを確認の上、確認印の押印(サイン)をお願いします。